

## 資料1 人権に関する国際的規範文書抜粋

### ①世界人権宣言（1948年）

**前文** 人類社会のすべての構成員(all members of the human family)の固有の尊厳と平等のかつ奪い得ない権利とを認めることが、世界における自由、正義および平和の基礎である [...]。

**第1条【生来の自由と平等】／第2条【権利享有についての差別禁止】**

**第3条【生命・自由・身体の安全】／第4条【奴隸の禁止】**

**第5条【拷問その他の虐待の禁止】**

**第6条** すべての者は、どこであれ、法の前において人として認められる権利を有する。

Everyone has the right to recognition everywhere as a person before the law

**第7条【法の平等な保護】／第8条【権利侵害に対する救済】**

**第9条【逮捕・拘禁・追放の制限】／第10条【裁判所の公正な審理】**

**第11条【無罪の推定・事後法の禁止】／第12条【私生活の尊重】**

**第13条【移動と居住の自由】／第14条【庇護権】**

**第15条【国籍への権利】／第16条【婚姻し家族をもつ権利】／第17条【財産権】**

**第18～20条【精神的自由】／第21条【参政権】**

**第22条** すべての者は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国の努力および国際的協力を通じ、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利の実現に対する権利を有する

**第23～27条【その他の社会的・文化的権利】**

**第28条** すべての者は、この宣言に掲げられている権利および自由が完全に実現される社会的および国際的な秩序に対する権利を有する。

**第29条【社会に対する義務】／第30条【権利破壊活動に対するセーフガード】**

### ②国際人権第1規約草案（1950年）抜粋

#### 第1部（抜粋）

**第2条** 1 [略]／2 [略]／3 本規約の各締約国は、次のことを確保することを約束する。

(a) この規約に認められた権利または自由を侵害された者が、その侵害が公的資格で行動する者により引き起こされた場合であっても、実効的な救済手段を有すること。

(b) [以下略]

## 第2部

**第3条【生命権】／第4条【拷問その他虐待の禁止】／第5条【奴隸その他の隸属の禁止】**

**第6条【恣意的逮捕・拘禁の禁止】／第7条【債務拘禁の禁止】／第8条【移動の自由】**

**第9条【外国人の追放の制限】／第10条【裁判をうける権利】／第11条【事後法の禁止】**

**第12条【法の前に人として認められる権利】** =世界人権宣言6条

**第13条【思想・良心・信教の自由】**

**第14条【意見をもつ自由・表現の自由】** 1 [略] / 2 すべての者は、表現の自由に対する権利を有する。この権利には、国境にかかわらず、口頭、手書き、印刷、芸術の形態その他自ら選択する方法により、あらゆる種類の情報および考えを、求め、受け、伝える権利を含む。

3 情報および考えを求め、受け、伝える権利には、特別の義務および責任が伴い、それゆえ一定の制裁、責任および制限を課すことができる。ただし、法によって規定されるものであって、国の安全、公の秩序、公安、健康もしくは道徳、または他者の権利、自由もしくは信用の保護のために必要とされるものに限る。

**第15条【集会の自由】／第16条【結社の自由】／第17条【法の平等な保護】**

**第18条【セーフガード】**

## ③障害者権利条約（2006年）抜粋

### 〔前文〕

この条約の締約国は、

- (a) 人類社会の全ての構成員の固有の尊厳および価値ならびに平等のかつ奪い得ない権利の承認が、世界における自由、正義および平和の基礎をなすものであるとの国際連合憲章において宣言された原則を想起し、
- (h) [...] いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳および価値を侵害するものであることを認め [る。]

**第1条（目的）** この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全かつ基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保することを並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

**第3条（一般原則）** この条約の原則は、次の通りとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む）および個人の自立の尊重
- (b) 非差別
- (c) [以下略]